

西東京バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請に係る審議（2回目）

1. 日 時

令和5年1月17日（火） 10:30～10:50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 宮田、本間、佐藤、廣井、山本

4. 議事概要

- 自動車局から、西東京バス株式会社（以下「西東京バス」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係るパブリックコメントの結果及び第1回の審議において委員から質問があった事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 電気代が高騰しているため、燃料は軽油のままで良いのではないかというご意見について、一般的には電気の方が軽油よりもランニングコストを抑えられると思うが、そのように回答しないのか。
  - ② 貨物運送事業の許可を取得し、人を乗せつつ、座席の半分程度を荷台にして貨物を運送するようなバス事業者はいるのか。
  - ③ ご意見に対する回答について、基本的に当審議会が意見を述べる立場でないと思うが、他事業者と比較して、もう少し丁寧に回答した方がよいのではないか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
  - ① 認識違いはあるが、ご意見の趣旨は燃料費の負担を懸念するものと理解している。そのため、より効率的な運行を実現し燃料費削減に努める旨回答している。
  - ② 制度としてはすでに実施可能であるが、そこまで大規模に実施しているバス事業者はいない。ただ、実施に向け検討を進めている地域はあるので、国交省としてどこまで認められるかを含め両事業所管課で相談に乗りつつ進めている。

③ ご指摘を踏まえ、寄せられたご意見の趣旨等を反映した回答になるよう事業者と相談したい。  
等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。